

保険者支援の今後の方向性について

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課
令和8年7月

【第10期計画における方針】

○以下4つの視点からきめ細かな助言や研修を実施

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 地域分析の支援 | 2 助言及び情報提供・共有 |
| 3 保険者機能強化のための研修 | 4 介護給付適正化の推進 |

※令和8年1月に実施した保険者支援部会において提案、了承
令和8年2月の高齢者保健福祉施策推進委員会において報告（参考資料3参照）

【第10期計画における保険者支援の在り方】

これまで様々な取組により保険者への支援を実施してきたが、第10期計画においては都の取組による各保険者への効果を把握、分析することで、取組の見直しや各保険者への個別の助言等に繋げ、保険者機能の強化等をさらに推進していく。

支援の重点項目	主な取組	効果指標（例）
保険者機能強化	・ 保険者機能強化推進交付金等の評価結果の活用 ・ 地域包括ケア「見える化」システム研修 ・ 技術的助言 等	保険者機能強化推進交付金等の得点
介護認定事務のDX	・ 介護情報基盤活用促進事業の実施	介護認定期間

✔ < 保険者機能強化 > 保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用した支援

【現状】

いくつかの限られた保険者に対して「技術的助言」を行うに留まっており、広くフィードバックは行っていない

【課題】

評価結果を国が見える化システムに掲載したことを周知しているものの、交付金の申請、内示、決定等の事務が中心であり、取組内容の改善検討に繋がっていない

【今後の取組（案）】

国が掲載した評価結果のデータを解析・視覚化し、個々の保険者毎に得点率の低い項目等について、助言等による支援を実施する

【効果指標（例）】

保険者機能強化推進交付金等の得点

✓ < 保険者機能強化 > 地域包括ケア「見える化」システムの研修体系の再構築

【現状】

各保険者の地域分析等を支援する「見える化」システムについて、基本操作を学ぶ基礎研修、地域分析等を習得する応用研修を実施

【課題】

「見える化」システムの機能は様々だが、基本研修では各機能の概要のみの説明にとどまっており、応用研修ではその年度にテーマとして取り上げた機能のみ深掘りした講義内容となっていることから、保険者のニーズに応じて幅広く選択できるような網羅的な研修体系にはなっていない

また、研修ではシステムの操作方法、データの作成方法等を中心に扱っており、作成したデータの活用方法までは講義に含められていない

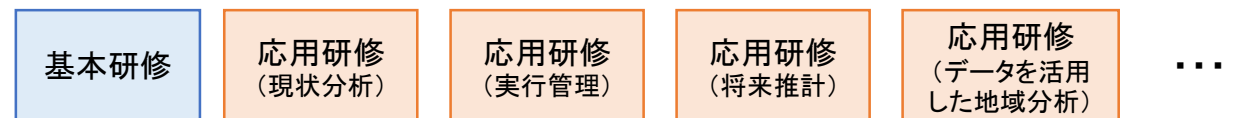
【今後の取組（案）】

各保険者のニーズに合わせて研修を選択できるよう、テーマを細分化するなど研修体系を段階的に見直していく

< 現行 >



< 見直し案 >



【効果指標（例）】

保険者機能強化推進交付金等の得点（目標Ⅰ：（ⅰ）体制・取組指標群の項目1及び2） 等

＜保険者機能強化＞ 技術的助言の実施方法の変更

【現状】

保険者から希望あった場合のみ、都から当該保険者に対して個別に技術的助言を実施

【課題】

複数回助言を希望する保険者が存在する一方、一度も希望がない保険者も存在

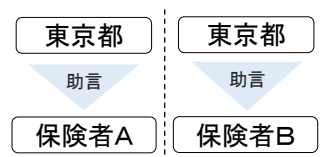
また、技術的助言の場では保険者ごとに様々な問題意識や解決策が示されるが、似たような課題を持つ保険者が他に存在していたとしても、そうした情報が共有される仕組みにはなっていない

【今後の取組（案）】

より広域的な支援に向けて、手上げ制に加えて、インセンティブ交付金の点数等を勘案して保険者の指名を実施するとともに、課題や対応策等を保険者間で共有できるよう、人口や高齢者数等の規模が近い保険者などに対する集合型の助言も取り入れる

＜現行＞

対象	手上げ保険者
方法	1対1で助言

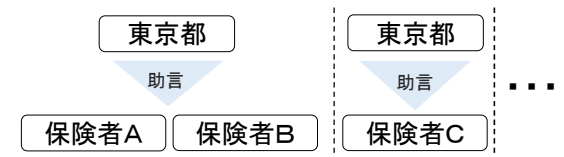


...



＜見直し案＞

対象	手上げ+指名保険者
方法	1対1+集合型で助言



【効果指標（例）】

保険者機能強化推進交付金等の得点（目標Ⅲ：（ⅰ）体制・取組指標群の項目1及び2） 等

✔ <介護認定事務のDX> 介護情報基盤の有効活用を支援

【現状】

国は、介護情報基盤を整備し、利用者本人、介護事業所、医療機関といった関係者が、これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することによって、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化、認定期間の短縮化）を図る。

令和8年4月1日から、介護情報基盤に係る区市町村システムの標準化対応が完了後、各区市町村は順次、介護情報基盤へのデータ連携・移行。データ連携・移行の完了後、令和10年4月1日までに各区市町村は運用を開始する。

要介護認定の認定調査について、介護保険法第27条で、申請から30日以内の決定・通知が明記されているが、都内保険者における要介護認定審査期間が平均で40.9日要しており、都として認定期間の短縮化が急務（令和6年度の数値）。

【課題】

区市町村は介護情報基盤の運用開始に当たり、管内の介護事業者、医療機関等への制度の普及啓発や環境整備が必要。

また、介護情報基盤は、要介護認定に要する期間の短縮にも有効であり、この機会を捉えて、区市町村の取組を後押ししていく必要。

【今後の取組】

都として、区市町村の要介護認定に要する期間の短縮に向けた以下の経費について補助する。

- （1）認定調査から認定審査会までの情報連携やタブレット端末等の導入に要するDX推進経費
- （2）DX推進に係る事務処理フローの見直し・作成に要する経費
- （3）介護情報基盤の利用に関わる区市町村職員、医療機関及び介護事業所等の関係者を対象とした実務マニュアル整備に要する経費
- （4）医療機関・介護事業所等への周知・普及啓発に要する経費
- （5）介護情報基盤の円滑な導入及び活用に向け、区市町村管内の事業者や医療機関のシステム導入状況等の調査分析に要する経費

【効果指標】

当該事業を利用する区市町村に対し、KGI及びKPIの設定、進捗状況の報告を求める。

第2部第2章第3節 介護サービス基盤の整備に向けた取組み

6 離島等への支援

第9期計画 記載内容

- 離島等サービス確保対策検討委員会の開催、保険者である町村に対する介護保険業務の技術的助言等を通じて、離島等における介護保険制度の安定した運営基盤の確立を支援

第10期計画 記載の方向性(案)

- 中山間・人口減少地域の実情に応じたサービス提供体制の在り方の方向性について記載

第2部第2章第4節 介護保険制度の適正な運営

1 介護給付適正化の推進

第9期計画 記載内容

- 区市町村職員等を対象に各種研修を実施するほか、全区市町村の取組状況を把握し必要な助言を行う
- 介護給付適正化の取組が十分ではない区市町村等に対し、専門家派遣や国保連と連携した支援などの個別支援を実施
- 地域包括ケア「見える化」システム等のデータの活用を支援
- 国保連等と連携し、介護給付適正化に関するシステムの有効活用ができる区市町村職員等を養成
- 保険者機能強化推進交付金等の給付適正化に関わる評価指標も参考に、各区市町村の傾向を分析して支援
- 介護給付適正化主要5事業から3事業に再編されたことに伴い、「住宅改修・福祉用具点検」は「ケアプラン等の点検」に統合し、「介護給付費通知」は任意事業として、「給付実績の活用」と同様、積極的な実施が望まれる取組として位置づけ支援
- 都は主要3事業について標準的に期待する目標を設定し、全区市町村はこれを踏まえ、具体的な事業内容、実施方法とその目標を、実施目標として設定

第10期計画 記載の方向性(案)

- 介護情報基盤の有効活用支援について追記
- 給付適正化主要5事業から3事業への再編について削除

第2部第8章第2節 地域包括ケアシステムのマネジメント機能強化に向けた保険者支援

1 地域包括ケアシステムのマネジメント

第9期計画 記載内容

- 区市町村が地域の実情に応じたマネジメントを実施できるよう、支援の在り方について検討
- 市町村に対し必要な助言等を行うとともに、「見える化」システムを活用した地域分析方法等について支援
- 専門家を招いた研修及び情報交換会を開催し、実践的なテーマや取組事例の紹介等による知識や技術の習得等を推進
自立支援・重度化防止等の取組が推進できるよう、保険者機能の強化につながるカリキュラムを実施
- 区市町村が介護保険事業計画に記載した「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の指標や取組について、他の自治体の状況も参考にできるよう全区市町村の状況を共有
- 保険者機能強化推進交付金等の評価指標を活用して、区市町村の取組状況を把握し、必要な支援を実施
- 区市町村が現在の地域包括ケアシステムの構築状況を振り返り、地域の実情や特徴に応じた取組を自律的に検討・実行できるよう、国から提供された支援ツールの活用を支援

第10期計画 記載の方向性(案)

- 保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用した保険者支援について追記
- 地域包括ケア「見える化」システムの研修体系変更について追記
- 技術的助言の実施方法変更について追記

※ その他、必要に応じて時点の更新、事項の統合、記載箇所の変更等を行う。

(参考) 令和8年度の東京都における保険者支援に係るスケジュール (案)

